

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における2学期始業時の新型コロナウイルス感染症対策のための
分散登校について（通知）

本県の緊急事態宣言が長期間にわたる中、県立学校においては、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、教育活動等について、適切な対応をお願いしてきたところです。

しかしながら、本県における新型コロナウイルス感染症は感染力の強い変異株の影響で急激に拡大しており、医療提供体制の逼迫や児童生徒等の新規感染者が著しく増加するなど危機的な感染状況となっていることから、下記のとおり2学期始業時の分散登校を実施いたします。

ただし、最終学年の生徒は、進路決定に向けた大切な時期であり、学びの保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とします。

については職員、幼児児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 分散登校期間

分散登校の期間は、8月23日（月）から8月31日（火）までとする。

2 分散登校の対象等

原則、全県立学校とする。

ただし、地域や学校の実情を踏まえ、通常登校を可とする。

3 分散登校期間の授業の実施方法等について

(1) 実施方法

① 最終学年の生徒は、原則、通常登校とし、それ以外の学年については、5割減を目途に分散登校を実施すること。(時差登校との組み合わせも可とする。)

② 特別支援学校については、校種(教育部門)、規模等、幼児児童生徒の実情に応じた対策を適切に行う必要があるため、学校毎に判断すること。

(2) 学びの保障について

分散登校により登校しない日の自宅学習については、オンラインによる学習支援を行うこと。

また、濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒に対してもオンラインによる学習支援に努めること。

4 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。

(3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

5 教育活動上の対応について

(1) 宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

宿泊や島外との往來を伴う教育活動は中止または延期とする。また、県内における校外での教育活動については延期または縮小すること。

(2) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）』P54）は実施しないこと。

(3) 学校行事等

校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、延期または縮小すること。

また、期間中における保護者等を招いての行事等はオンライン等を活用すること。なお、進路に係る面談等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、あらかじめ面談等の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで、実施すること。

(4) 部活動等

分散登校の期間、部活動は引き続き原則休止とする。

令和3年8月12日付け教保第857号通知を遵守すること。

尚、分散登校により登校しない学年の部活動については、行わないこと（部活動のために、登校することがないようにすること）。

6 学寮・寄宿舎の感染症対策について

学寮・寄宿舎内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察や感染症対策をさらに徹底すること。

7 その他

- (1) 分散登校により登校しない日の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。
- (2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

【本件担当】

- 感染症対策全般、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 F A X 098-866-4350